

新潟・駒首潟遺跡（第二九号）
こまくがた

- 1 所在地 新潟市江南区亀田早通字川根
- 2 調査期間 二〇〇六年（平18）七月～十二月
- 3 発掘機関 新潟市教育委員会（新潟市埋蔵文化財センター）
- 4 調査担当者 渡邊ますみ
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代後期～平安時代

7 木簡の釈文・内容

駒首潟遺跡出土木簡については、本誌第二九号で一点の報告を行なったが、その後に判明した二点について追加報告する。二点とも前回報告の木簡と同じ旧河川から出土した。

(1) ・ 大大□□□大大大

・ □□

□ □ □ □ □ □

(203)×(24)×4 081

(2)

・ □□□□□
[高カ]

□□□□□
[下カ]

□□□□□田□臣
[朝カ]

□□□□□

□□□□□
[家カ]

諸王臣資人諸王臣資人資資

□□□資費□□郷高隻

□□□□□□□□

[家カ][費カ]

諸王臣資人□□□□庄大納言阿倍大夫殿資人資人百□□乙□□下次田連□

諸王臣資人□□□□□□資資子□□□子□□介□□領領領領□□□□□

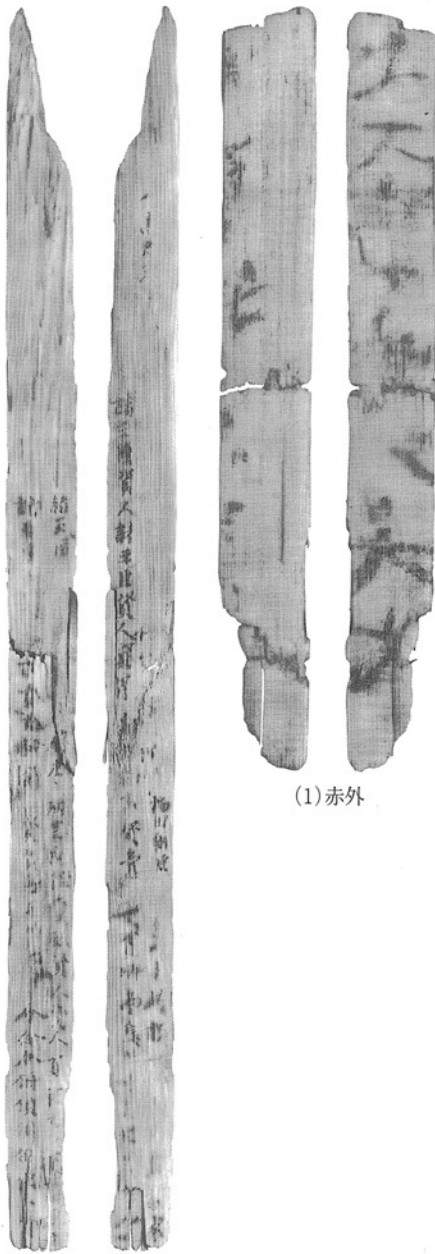
[念介カ][従カ]

828×49×13 065

(1)は、左辺は原形をとどめるが、上下両端及び右辺は欠損している。表面は「大」を繰り返して記した習書。裏面は表面と天地を逆にして文字が書かれるが、欠損のため判読できない。

(2)は、上端を左側から削り鋭く尖らせている。厚さは右辺で一・二mm、左辺で五mmで、断面は不定形である。何らかの部材に文字を記しているようである。また、木簡の中ほどで折れている。

「諸王臣資人」や「資」「領」などの文字を繰り返して書き、習書木簡と考えられる。資人に関する何らかの文書の下書きであろう。



(1) 赤外

(2) 赤外

うか。養老軍防令48帳内条では、越後国からの資人の任用は禁止されていた。しかし、『続日本紀』神龜五年（七二八）三月甲子条では、越後国は位分資人の任用禁止地域とされており、早い段階から資人の任用が行なわれていたようである。裏面一行目の「大納言阿倍大夫殿」は、伴出した土器の年代観（九世紀後半）から、安倍朝臣安仁（天安元年（八五七）四月任、貞觀元年（八五九）四月薨）をさすと考えられる。

（相沢央〈新潟市歴史文化課〉）